

◎行財政改革推進部長（吉田博昭君） 福田議員の再質問にお答えを申し上げます。

策定がおくれるとどのような不都合があるのか、具体的にということでございます。具体的に挙げることは大変非常に困難かと思っておりますけれども、今現在考えられますのは、次年度におきます実施計画並びに予算策定等にも影響が考えられるところでございます。できるだけ早く策定を行いたいというふうに考えております。

それと、意見聴取の場でございます。一定先ほど申し上げましたように市民参加も願っております。今回はそのようなことで、先ほど申し上げましたように時間的にも困難があるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井悌治君） これで福田英彦君の質問を終わります。

（「市長の答弁を求めています」と呼ぶ者あり）

○議長（中井悌治君） 東市長。

〔市長東潤君登壇〕

◎市長（東潤君） 吉田部長の答弁、私の答弁と 부탁드립니다。

〔「何も答えてへんやん」「心の通わん答弁やな」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井悌治君） これで福田英彦君の質問を終わります。

次に、6番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

〔6番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆6番（戸田久和君） 6番の戸田です。議員になって通算6年、東市長のもとでの、東市長と最後の議会質問であろうと、私はこのように思います。それでは、一般質問に行きます。

1、富山悦昌選管委員長の違法建築物問題についてであります。

現在、市長選挙が近づき、市民に法律を守ってくださいということをしきりに訴える立場が選挙管理委員長でありますけれども、その選挙管理委員長、現在は富山悦昌さん、この人は隠れもない有名な7期連続で当選された公明党の元市議であり、2003年に引退した後、8カ月後に選挙管理委員に9票のこの議会の中で票を得て、そして昨年7月から選挙管理委員長をやっていると。

そのような方について、ことしの1月に自宅の屋上に大きなプレハブをつくって、これは違法建築ではないかということで市民の通報がありまして、私が

役所の方、市の監察課で調べたところやはり違法建築であると、こういうことが判明したわけであります。

ところで、この市の監察課の方は、違法建築を取り締まる部署でありますけれども、私からの通報や私のホームページに掲載があったとき、それだけではなくて、つい最近、6月1日に至るまでこの富山氏が選挙管理委員長であったことを知らなかったと、このように谷村課長が申し述べておるわけですけども、本当に信じられない話であって、余りにもでたらめではないかと、このように思います。この点についてどうかということをお聞きいたします。

また、これにつきましては、2月17日に面積を削って、一部改善はしたものの高さは全く違法のままで、約4カ月近くも市の方から撤去の催促もせず、現状確認もせず事実上放置をしておいたという事実があるわけですけども、これは違法建築物の撤去推進の観点から適切な扱いでありましようか、市の答弁を求めます。

ところで、市の公職にある者、特に法律遵守を呼びかける立場の選挙管理委員長が公然と違法行為を行って、指摘されても何カ月も改めてないということについて、市はどう思うのでしょうか。まして、選挙管理委員長であります。公職者には一般市民よりも高いモラルが求められているのではないのでしょうか。それとも、門真市では公職者としての地位、肩書、権力、権限は与えても、モラルは高くなくていいのかと、こういうことでありましようか。こういうことが通っておりますと、一般市民から見て偉いさんは違法行為をやっても甘やかされるとみなされ、こういった政治不信や市民のモラル破壊を助長しておると考えますけれども、市はいかががお考えでしょうか。

次、2番目、門真プラザ・ダイコクドラッグ門真市駅前店のことについてであります。

経過は先ほど中西さんが質問してくれました。あのパチスロ店の問題についても、1年間も長引いたというのは、市長の責任であります。そもそもあのプラザをつくったいきさつや設立理念をしっかりと押さえておけば、風俗店はもともとだめと一言のもとで片づけて、住民は何も1年間もやきもきする必要はなかった。それがやっと片づいたと思いましたら、このような問題であります。

この件につきまして、まず通学路の問題については、市から教育委員会への伝達など、市での連携は、内部での連携は大丈夫か、教育委員に対してはどうかということも含めて教えてください。

それから、私はこういう問題は余りすぎすと長引かせるべきではないと、

これはつくづく思うわけです。市の方が、あるいはビル管理会社が、その社長はだれであろう東市長でありますから、住居の設立理念、門真プラザの設立理念からしっかりととらえ直して、最初強い態度をしっかりとれば、問題はすぐに解決しておるはずなんであります。そういったところがあやふやであってあいまいであるから、このようになるのではないかというふうに危惧せざるを得ません。

私自身は、あるいはほかの多くの方々も、ダイコクドラッグは大変結構なことだとそれ自体は思っております。ところが、住民の感情を逆なでし、健康被害、生活破壊をするようなことを続け、しかも何度も何度も約束をしてもうやむやになって、もとのもくあみになってしまう、こういうことがもう1カ月ぐらいになろうとしております。

このままでいきますと、本当にストレス、いらいらが重なって、しなくてもよい対立がどんどん長引いてしまう、このことを私は大変危惧するものであります。これについて私の方としては、以下の4点の提起をいたします。

一つは、門真プラザの設立の理念というのを原点として、管理会社と市がきちんと対応し、ダイコクにも徹底するということ。

2番目は、居住住民の騒音被害、健康被害、これは絶対に受忍範囲ではないということをしかり土台にするということです。何も住民は過大なものを求めておるんではありません。駅前のにぎやかなところであるということは十分承知の上で、今現在の普通の生活をさせてくれと。

この問題は加害者と被害者の存在がはっきりとしております。たとえ1000人、1万人がああダイコク店、にぎやかであっていいと言っても、あそこに住んでいる1人か2人が体を悪くしていらいら、ストレスがたまってるということであれば、そちらをきちっと解決し、大事にしていく、これが土台でありますから、この点をはっきりと押さえていただきたい。市の姿勢としてはっきり証明してもらいたい。

それから、3番目は、ダイコクに対しては、管理会社と住民自治会と市に対して、問題解消の誓約書を書かすべきであります。そうでなければまたあやふやになるでしょう。

それから、4番目として、これダイコクプラザの店員すべてを呼んで、説明会もしくは研修会ということにして、門真プラザの設立理念から説き起こして、呼び込み禁止や歩道の確保の必要性をちゃんと伝えるということです。

店員からすれば、ほかの店と同じように一生懸命仕事をしているだけなのに、何で近所のおばさん、おじさんからこれだけしつこく文句を言われるんだ

という思いにとらわれがちです。彼らも仕事は一生懸命やる。商品があってお客さんがあれば、呼び込みも当然自然に出てくるという面もあるのではないのでしょうか。

だからこそ、偉いさんにだけ言うてそのときだけの注意ではなくて、例えば夜10時に終わる店を1日だけ1時間早く終わらせて、9時から10時まできちっと理念から住民の代表を全部出して宣伝をする、こういうことで共存共栄をちゃんと図れるようにしてもらいたいというふうに思います。災い転じて福となりということで、このときにちまちまとやって長引かせるのではなくて、ドンとしっかりした理念と態度でもって、早く問題をすっきりさせていただきたいと思います。これについての市の見解ですね。

3番目、門真市発注工事でのマル適マークコンクリート使用の指定についてです。

いわゆる生コンの高い品質を保障するものとしてマル適マーク工場生産の生コンの使用を義務づける自治体というのは、前回2年ほど前の議会質問、答弁以降さらに拡大しております。また、現実に門真市の発注工事に応じる生コン工場は、聞くところによるとほとんどすべてマル適マークに現在なっておるといことであります。

こういう状況の中、門真市もマル適マークの工場の生コン使用の義務づけを明文化して踏み切るべきではないか。この点について見解を求めます。

4番、東市長の選挙関連活動と市職員の関係についてお聞きします。

東市長の選対幹部が市役所を訪問して後援会入会資料などを渡しにきたようだったという情報が寄せられておりますが、そのようなことがあったのかどうか。もしあったとした場合、東市長の地位を利用した職務時間中の職員への勧誘活動ということになりはしないか。また、一般論として、職務時間中の職員が選挙関連活動のために訪れた相手の話を聞いたりすることは許されるのか。本日、ルミエールホールで大々的な決起集会もあるということでもありますけども。

また、現職の市幹部で、職務時間中に東市長の後援会の入会活動などを行っている人はいるかどうか。それから、職務時間外であっても、例えば課長級以上の職員が部下の職員に、東市長の後援会への入会活動などを行っている人はいるかどうか。その場合は地位を利用とした活動には当たらないのかどうか。これも一般論でありますけども、市職員の適法な選挙活動の具体的な範囲や基準はどういうものか、お答えください。

最後、5項目め、情報公開でうそや無知、混乱を続ける職員と市長の責任に

ついてであります。

先ほどの風議員の鋭い質問を聞いて、私も大変勉強になりました。また、本当に一般の人の知らないところで情報公開の大きな後退が勝手に行われている。本当にもうとめどもない、そう感じるものであります。

門真市の市幹部にごく初歩的な情報公開の基準を聞いても、ほとんどだれも答えられないのが実情であります。本当に情けない話であって、例えば文教委員会の中で答弁ありましたが、実は2000年に情報公開制度が施行されもう5年になりますけれども、一般的な手引書を読んだだけで、例えば接遇研修であれば、それなりの専門家のところに行ったり、講師を派遣したりしてもらっていますが、そういう専門家からの講習、研修は全く受けたことがない。こういう状況は教育委員会の方であります。これはほかの部局でも同じではないかと思っております。

これも教育委員会で明らかになったことですが、現に存在している文書を存在してないとか、ろくに探もしないで、ちゃんと探しましたが、どうしてもなかったとか、極めて怠慢、職務懈怠、あるいは非常識、こういうふうなことがあって、最後、藤澤学校教育部長が文教常任委員会で陳謝するという一幕もありましたけれども、本当にお寒い状況であります。

また、学校の職員会議録に関しては、当然発言をしている教職員の名前は不開示なのであります。いっとき市教委の中で、これは職務に関するから公開ではないかという疑問が起こってぶれたと。ぶれるのはよいとしましても、そのことが現場の校長にまで伝わったり、これからは名前を出さなくちゃいけないんだとか、教職員の名前を削ると事実改ざんに当たるとか、とんでもない話がされたり、つい3月まで長いこと教育委員会の次長をやっていた奥田次長が五中の校長になって行ったときに公の場で、職員会議の会議録の公開の部分については、教職員の名前も出る方向に今あるとかという全く間違ったことを話しして混乱を与えたり、こういうことが起こっております。

これは開示するのはあくまで教育委員会であって、そこで定めた基準というのをきちっと守って、改変されるまではその基準で徹底しなくちゃいけないのに、本当に得手勝手な個人の思い込みで話が混乱されていると、こういうことがあります。

こういうふうな市の職員の不勉強、不熱心、そして常識のなさ、研修もしない、専門の本も読もうともしない、こういうふうなこと。このよってきたるゆえんは、つまるところ東市長にあると、このように思わざるを得ません。それまではまともな情報公開をおくればせながらやってきた門真市が、合併推進の

団体にかかわることからある日突然逆転不開示にした。

本当に何が手引書に書いてあっても、白いものでも黒になってしまう、こういうことの中で、市の職員はもうやる気が、まともに勉強してもむだだと、その時々のお上の声で変わってしまうと、こういうふうなところから入ったのではないかと思わざるを得ません。その点で市長の責任を問うものであります。

とりわけ東市長に当たっては、公益法人の役員氏名まで、代表者まで隠すというおよそもう天地がひっくり返っても考えられないようなことを平然とやって、絶対勝てっこないはずの裁判をやって、物の見事に負け続け、そして弁護士費用も全くむだに払うと、こういうふうなこともやっております。今、この中にいる議員でも、あれはやっぱりおかしかったなと、今だったらわかっておられる方が何ぼか出てるのではないかと思いますけれども。

それにしても、市長が続けて裁判に負けて、もう控訴も上告もギブアップしたということは、みずからがもうこれ以上主張できないということでありま。そんなことをやった市長であれば、当然謝罪し、みずからに処分を科して、減給処分をして、要らざる賠償金や弁護士費用は個人で返却するというのが当たり前ではないのか。なぜ相手である私や一般市民に対して、このようなことを謝罪しないのか。広報についてもこういう情報を全く載せようとしな

い。  
こういうことをやっていて、要は市長がでたらめやり放題やっているから、しかも責任もとらない、みずから上告もできない、ギブアップするようなことでありながら責任もとらない、こういうことが部下の無責任を招いていると思われませんか。市長の見解、市長の任期も最後の、もう再びここに立つことは7月以降ないはずでありますけれども、最後の見解を述べていただきたい。

以上です。

○議長（中井悌治君） これより理事者の答弁を求めます。妹尾企画部長。

〔企画部長妹尾勝恭君登壇〕

【答弁】

◎企画部長（妹尾勝恭君） 戸田議員の御質問のうち、情報公開に係る御質問について私より御答弁申し上げます。

情報公開制度は、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、市民の市政への参加と開かれた市政の一層の推進を図り、行政の説明責任を果たすための制度でございます。

そのため、市の保有する公文書について、原則は公開としながらも、公開することにより個人のプライバシーを侵害したり、法人の競争上の地位を損ねた

り、行政の公正な執行を妨げたりする場合など、例外として不開示とすることができるとされております。

しかし、実際の制度の運用に当たりましては、どこまでが公文書であるのか、また公開の原則との調和を考慮しながら、個人のプライバシーをどこまで守るかなど、判断に苦慮するケースも現実にございます。

これまで制度発足に当たり、管理職を含めた全職員を対象として、情報公開制度に関する研修を平成10年度から平成12年度の3年間で延べ334名に実施いたしております。

議員御指摘のとおり、制度の適正な運用のためには、職員が制度の趣旨をよく理解し、その取り扱いについて正確な判断を行えるよう研修を実施することは、非常に重要であると認識しておりまして、今後情報公開について実務視点に立った研修の実施に向けて準備を進めてまいりたく考えております。

続きまして、公益法人役員についての情報開示請求に対し、その開示決定を不服として提起された損害賠償請求訴訟についてであります。

市といたしましては、情報公開制度の運用において、個人情報の保護を重視した判断を行い、裁判過程におきましてこの点を主張してまいったわけですが、残念ながら市の主張が認められなかったものであります。

本件につきましては、これまでも再三にわたり申し上げておりますとおり、裁判の結果、本市の主張が認められなかったものではございますが、そのことをもちまして謝罪云々という問題ではないものと認識をいたしております。

なお、公益法人に関する損害賠償請求事件につきましては、判決に従い、既に損害賠償金の支払いは完了いたしているところでございます。

また、広報への掲載につきましては、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、掲載する事案ではないと判断しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井悌治君） 高田総務部長。

〔総務部長高田芳男君登壇〕

◎総務部長（高田芳男君） 戸田議員御質問のうち、門真プラザ・ダイコクドラッグ門真市駅前店の問題について、門真市発注工事でのマル適マークコンクリート使用指定について、及び市長の選挙関連活動と市職員の関係について私より御答弁申し上げます。

まず、門真プラザ・ダイコク店の騒音等迷惑問題についてであります。5月21日に門真市駅前にドラッグストアのダイコク店が開店し、この出店に伴